食品表示法修正ならびに付帯決議についての要望

2013 年 6 月 10 日 食品表示を考える市民ネットワーク

消費者庁が出した食品表示法案によると、法制定後に加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組み換え食品表示等については順次検討の場を設け、議論を進めていくという計画になっていますが、その中身は不明確であり、消費者として以下の点について懸念しています。

参議院消費者問題に関する特別委員会の審議において、本法の修正ならびに付帯決議を要望いたします。

- 1. 義務化に伴う栄養表示基準の見直しをはじめ、加工食品の原料原産地表示の在り方、中食・外食への アレルギー表示の在り方、食品添加物表示の在り方、遺伝子組み換え食品表示の在り方など表示基準 の見直しは、本法成立後速やかにその検討のための機関を設置するなど、本法の目的及び基本理念 を踏まえ、可能な限り、検討内容及びスケジュールを具体的に示した上で速やかに着手するとともに、 その実施期間等を消費者基本計画に明記すること。
- 2. 1. の検討機関の委員の人選に当たっては、表示基準の見直しを幅広く消費者の理解を得ながら進めていくという観点から、広く各層の声を反映できるよう、公平・中立で均衡のとれた委員構成とすること。
- 3. 食品表示基準の策定に当たっては、消費者の表示活用の実態、食品の製造・流通の実態等を十分に 調査し、消費者、事業者双方にとって、情報が開示された分かりやすい表示、表示の実行可能性を踏 まえること。
- 4. 消費者への食品の安全性に係る科学的情報が適時適切に提供されること。また、提供された情報の理解の促進等のための消費者教育を拡充すること。
- 5. 食品の安全性に関わる虚偽・誇大広告及び消費者を誤認させる不当な表示の禁止について、本法に明記すること。
- 6. 虚偽・誇大広告及び消費者を誤認させる不当な表示については、食品衛生法や不当景品類及び不当表示防止法の適切な運用を通じて、監視、取り締まりに努めること。
- 7. 製造所固有記号制度については、消費者から製造者の所在等の情報を知りたいという要望もあることから、その情報の在り方について検討すること。
- 8. 食品表示に関する法律の一元化を実効的なものとするため、本法第5章第15条(権限の委任等)に則り、消費者庁長官のみならず、国の地方支分部局長および都道府県知事、市長、特別区長へ権限を委任することにより、執行体制を充実強化すること。

- 9. 食品表示の適正化に係る実施状況をとりまとめ、問題点と解決策を具体化し、定期的に年次報告の中で報告すること。
- 10. 本法に基づく差し止め請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこと。
- 11. 食品表示義務の拡大に当たっては、小規模の食品関連事業者に過度な負担とならないよう、小規模の食品関連事業者の実行可能性を担保する支援措置等環境整備を図ること。
- 12. 食品表示法・制度を担保するために、食品のトレーサビリティ法の制定に取り組むこと。
- 13. 環太平洋パートナーシップ協定の交渉に当たっては、遺伝子組み換え食品の表示など、食品表示を含め、消費者の安全・安心に資するため万全を期すること。

以上

「食品表示を考える市民ネットワーク」は、2011 年 11 月 11 日に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」の後、広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在の構成団体は、食の安全・監視市民委員会/主婦連合会/NPO法人食品安全グローバルネットワーク/新日本婦人の会/生活クラブ生協連合会/グリーンコープ共同体/㈱大地を守る会/NPO法人日本消費者連盟/遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーンです。

【問い合せ先】食品表示を考える市民ネットワーク事務局 西分千秋 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207 tel 03(5155)4756 fax 03(5155)4767 Eメール office@gmo-iranai.org